

- (注) 1. 入札書は、1物件につき1枚しか提出できません。(書き損じた場合のため、 2枚同封しています。)
 - 2. 物件番号欄には、「入札参加の手引き」及び県ホームページの物件番号欄に記載された番号を記載してください。
 - 3. 住所及び氏名は、住民票(抄本)又は法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)のとおりに記載してください。
 - 4. 金額は、算用数字ではっきりと記載してください。 また、数字の前に必ず「¥」マークも記載してください。金額を書き損じたときは、 新たな用紙に書き直してください。※入札書の金額を訂正したものは無効です。
 - 5. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
 - 6. 住民票(抄本) または法人登記簿謄本及び印鑑証明書(法人) は、入札者及び共有者 全員分必要です。